

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、「みなし保育士」の対象に理学療法士等を追加するとともに、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対する保育士等の数に関する経過措置の期間を令和 10 年 3 月 31 日までとするため、改正するものであります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
 - 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域

内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改め、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第48条第2項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項後段中「第48条第2項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保

育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正</p>	
<p>(職員) 第30条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)を、1名に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、</p>	<p>(職員) 第30条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。</p>

その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第32条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等

（職員）

第32条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第45条（略）

2（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区

（職員）

第45条（略）

2（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たつて、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第48条（略）

2（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区

（職員）

第48条（略）

2（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たつて、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7-9 （略）

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7-9 （略）

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

附 則

(保育士等の数に関する経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による

附 則

(保育士等の数に関する経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正することについて

1 条例改正の理由

本市の地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の設備及び運営の基準については、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」（以下「市条例」という。）において規定していますが、市条例を定めるに当たっては、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「国基準」という。）に基づき定めるものとされています。

本年 3 月 1 6 日付けで「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

この内閣府令において、国基準が改正され、多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所の受入れを推進するため、理学療法士等が新たに「みなし保育士」に追加されるとともに、令和 6 年 6 月に改正された満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対する保育士等の配置基準について、その経過措置の期間が改正されました。

これらの改正内容は、市条例を定めるに当たって従うべき基準とされていることから、市条例について必要な改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例

子育てに関する知識及び経験を有するものであって、次に掲げる者を 1 名に限り、新たに保育士とみなすことができることとします。

ア 理学療法士

イ 作業療法士

ウ 言語聴覚士

エ 心理担当職員（心理学を専修する学科等を卒業し、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者）

オ 障害児の療育に関する知識及び経験を有し、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験がある者

- (2) 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る経過措置について「当分の間」としていたものを「令和10年3月31日」までとします。

3 施行日

公布の日